

令和 5 年 2 月 8 日
土木部交通安全自転車課

世田谷区自転車条例の一部を改正する条例

1 改正理由

(1) 65 歳以上の自転車運転者のヘルメット着用について

65 歳以上の自転車運転者について、高齢者の安全を考慮しヘルメット着用の努力義務を世田谷区自転車条例で定めている。

この度、令和 5 年 4 月に施行される道路交通法により、全ての自転車運転者のヘルメットの着用が努力義務化されることから、条例で定める 65 歳以上のヘルメットに関する規定を削除するため、世田谷区自転車条例の一部を改正する。

(2) 指定管理者における個人情報の取り扱いについて

区立自転車等駐車場の指定管理業務について、個人情報に関する指定管理者の責務を世田谷区自転車条例で定めている。

この度、令和 4 年 4 月に施行された個人情報保護法において、新たに情報漏洩などの事業者の責務が定められたことから、条例で定める指定管理者の個人情報の管理に関する規定を変更するため、世田谷区自転車条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 第 5 条中の第 8 項を削り、第 9 項を第 8 項とする。

(2) ・ 第 23 条の 3 の見出し中「業務」を「業務等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、区立自転車等駐車場の適正な管理を行わなければならない。

・ 第 23 条の 4 を削る。

3 施行予定日

令和5年4月1日

4 条例改正新旧対照表

別添のとおり

世田谷区自転車条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区自転車条例 昭和59年3月13日条例第14号</p> <p>改正 昭和59年9月28日条例第49号 《中略》 令和3年9月30日条例第54号 <u>令和5年2月20日条例第40号</u></p> <p>《第1条～第4条 略》 (利用者、所有者等の責務)</p> <p>第5条 自転車等の利用者及び所有者は、自転車等を放置してはならない。</p> <p>2 自転車の利用者は、イヤホン、スマートフォン等の携帯電話用装置等を使用しながら、又は傘を差しながらの運転をしないことその他の道路交通法等で定める事項を遵守する等により歩行者に被害を及ぼさないようにする等自転車を安全に利用しなければならない。</p> <p>3 自転車の利用者は、道路において幼児を同乗させて当該自転車を利用するときは、当該幼児に自転車乗車用ヘルメットを着用させなければならない。</p> <p>4 自転車の所有者は、当該自転車について防犯登録を受けなければならない。</p> <p>5 自転車の利用者は、その利用する自転車の盗難を防止するため、適切にこれを施錠するよう努めなければならない。</p> <p>6 13歳未満の児童の保護者は、当該児童が道路において自転車を利用するときは、自転車乗車用ヘルメットを着用させなければならない。</p>	<p>○世田谷区自転車条例 昭和59年3月13日条例第14号</p> <p>改正 昭和59年9月28日条例第49号 《中略》 令和3年9月30日条例第54号</p> <p>《第1条～第4条 略》 (利用者、所有者等の責務)</p> <p>第5条 自転車等の利用者及び所有者は、自転車等を放置してはならない。</p> <p>2 自転車の利用者は、イヤホン、スマートフォン等の携帯電話用装置等を使用しながら、又は傘を差しながらの運転をしないことその他の道路交通法等で定める事項を遵守する等により歩行者に被害を及ぼさないようにする等自転車を安全に利用しなければならない。</p> <p>3 自転車の利用者は、道路において幼児を同乗させて当該自転車を利用するときは、当該幼児に自転車乗車用ヘルメットを着用させなければならない。</p> <p>4 自転車の所有者は、当該自転車について防犯登録を受けなければならない。</p> <p>5 自転車の利用者は、その利用する自転車の盗難を防止するため、適切にこれを施錠するよう努めなければならない。</p> <p>6 13歳未満の児童の保護者は、当該児童が道路において自転車を利用するときは、自転車乗車用ヘルメットを着用させなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>い。</p> <p>7 13歳未満の児童の保護者は、当該児童が利用する自転車について、定期的に点検し、必要に応じて整備を行うよう努めなければならない。</p>	<p>い。</p> <p>7 13歳未満の児童の保護者は、当該児童が利用する自転車について、定期的に点検し、必要に応じて整備を行うよう努めなければならない。</p>
<p>8 高齢者（65歳以上の者をいう。）は、自転車を利用するときは、自転車乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。</p>	<p><u>8 高齢者（65歳以上の者をいう。）は、自転車を利用するときは、自転車乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。</u></p>
<p>8 前条の規定は、自転車等の利用者、所有者等について準用する。 （事業者の責務）</p>	<p>9 前条の規定は、自転車等の利用者、所有者等について準用する。 （事業者の責務）</p>
<p>第5条の2 事業者は、その従業者に自転車を利用する者がいるときは、当該自転車を利用する者に対し、自転車乗車用ヘルメットの着用及び自転車の点検整備に関する情報を提供するよう努めなければならない。</p>	<p>第5条の2 事業者は、その従業者に自転車を利用する者がいるときは、当該自転車を利用する者に対し、自転車乗車用ヘルメットの着用及び自転車の点検整備に関する情報を提供するよう努めなければならない。</p>
<p>2 第4条の規定は、事業者について準用する。 （小売業者の責務）</p>	<p>2 第4条の規定は、事業者について準用する。 （小売業者の責務）</p>
<p>第6条 自転車の小売を業とする者（次項において「小売業者」という。）は、自転車の販売にあたっては、購入者に対し、当該自転車について防犯登録を受けることを勧奨し、自転車乗車用ヘルメットの着用及び自転車の点検整備に関する情報を提供するよう努めなければならない。</p>	<p>第6条 自転車の小売を業とする者（次項において「小売業者」という。）は、自転車の販売にあたっては、購入者に対し、当該自転車について防犯登録を受けることを勧奨し、自転車乗車用ヘルメットの着用及び自転車の点検整備に関する情報を提供するよう努めなければならない。</p>
<p>2 第4条の規定は、小売業者について準用する。 （自転車等駐車施設の所有者及び管理者の責務）</p>	<p>2 第4条の規定は、小売業者について準用する。 （自転車等駐車施設の所有者及び管理者の責務）</p>
<p>第6条の2 レンタサイクル施設の所有者及び管理者は、自転車を貸し付けるに当たっては、その借受人に対し、自転車乗車用ヘルメットの着用及び自転車の点検整備に関する情報を提供するよう努めなければならない。</p>	<p>第6条の2 レンタサイクル施設の所有者及び管理者は、自転車を貸し付けるに当たっては、その借受人に対し、自転車乗車用ヘルメットの着用及び自転車の点検整備に関する情報を提供するよう努めなければならない。</p>
<p>2 レンタサイクル施設の所有者及び管理者は、貸付けを行う自転車について、定期的に点検し、必要に応じて整備を行うよう努めなければならない。</p>	<p>2 レンタサイクル施設の所有者及び管理者は、貸付けを行う自転車について、定期的に点検し、必要に応じて整備を行うよう努めなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>3 自転車等駐車場の所有者及び管理者は、当該自転車等駐車場の利用者に対し、自転車損害賠償責任保険等（自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障することができる保険又は共済をいう。次条において同じ。）、自転車乗車用ヘルメットの着用及び自転車の点検整備に関する情報を提供するよう努めなければならない。</p>	<p>3 自転車等駐車場の所有者及び管理者は、当該自転車等駐車場の利用者に対し、自転車損害賠償責任保険等（自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障することができる保険又は共済をいう。次条において同じ。）、自転車乗車用ヘルメットの着用及び自転車の点検整備に関する情報を提供するよう努めなければならない。</p>
<p>4 第4条の規定は、自転車等駐車施設の所有者及び管理者について準用する。 （学校の設置者等の責務）</p>	<p>4 第4条の規定は、自転車等駐車施設の所有者及び管理者について準用する。 （学校の設置者等の責務）</p>
<p>第6条の3 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下同じ。）の設置者（国、地方公共団体及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。）は、児童、生徒及びそれらの保護者に対し、自転車乗車用ヘルメットの着用及び自転車の点検整備に関する情報を提供するよう努めなければならない。</p>	<p>第6条の3 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下同じ。）の設置者（国、地方公共団体及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。）は、児童、生徒及びそれらの保護者に対し、自転車乗車用ヘルメットの着用及び自転車の点検整備に関する情報を提供するよう努めなければならない。</p>
<p>2 保育所、託児所等の運営者は、当該保育所、託児所等を利用する乳児又は幼児の保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等、自転車乗車用ヘルメットの着用及び自転車の点検整備に関する情報を提供するよう努めなければならない。</p>	<p>2 保育所、託児所等の運営者は、当該保育所、託児所等を利用する乳児又は幼児の保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等、自転車乗車用ヘルメットの着用及び自転車の点検整備に関する情報を提供するよう努めなければならない。</p>
<p>《中略》</p>	<p>《中略》</p>
<p><u>（指定管理者の業務等）</u></p>	<p><u>（指定管理者の業務）</u></p>
<p>第23条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （1） 区立自転車等駐車場の使用の承認等に関する業務 （2） 区立自転車等駐車場の施設及び附帯設備の維持管理に関する業務 （3） 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認める業務</p>	<p>第23条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （1） 区立自転車等駐車場の使用の承認等に関する業務 （2） 区立自転車等駐車場の施設及び附帯設備の維持管理に関する業務 （3） 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認める業務</p>
<p>（指定管理者による個人情報の管理及び保護）</p>	<p><u>（指定管理者による個人情報の管理及び保護）</u></p>

改正後	改正前
<p data-bbox="152 178 1115 258"><u>2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、区立自転車等駐車場の適正な管理を行わなければならない。</u></p> <p data-bbox="568 402 667 434">《中略》</p> <p data-bbox="152 450 824 529"><u>附 則（令和5年2月20日条例第40号） この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1146 178 2119 386"><u>第23条の4 指定管理者は、その保有する個人情報（世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月世田谷区条例第2号）第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の漏えい、紛失、改ざん及び破損の防止その他個人情報の適正な管理及び保護を図るために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p data-bbox="1572 402 1671 434">《中略》</p>